

## 社会福祉法人埼玉県共済会身体拘束廃止に関する指針

### 1. 目的及び基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重して、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施を目的としてこの指針を定めます。

#### (1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外 3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。

### 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し、同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するよう努力します。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のこと取り組みます。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。

②言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行います。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる行為は行いません。

万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討を行います。

⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

### (4) 利用者・家族への説明

介護事業を運営する法人として、利用者的人権を尊重し、安心してサービスを利用していくため、サービス契約時に法人の方針を説明します。

各サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認して、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

## 3. 身体拘束廃止に向けた体制

### (1) 身体拘束廃止委員会の設置

身体拘束の廃止に向けての対策を検討するため、各施設に「身体拘束廃止委員会」を設置する。

### (2) 身体拘束廃止委員会は、次に掲げる職にある者のうち、各施設において必要な者をもって構成する。

①管理者（施設長：委員長）

②事務（局）長

③生活相談員（身体拘束廃止担当者）

④看護師

⑤管理栄養士又は栄養士

⑥介護職員（支援員）

⑦介護支援専門員・社会福祉士等

⑧その委員長が必要と認める者

### (3) 身体拘束廃止担当者の責務

①施設内の身体拘束廃止のための具体的な施策の立案、研修の企画及び資料作成等を行い、身体拘束廃止委員会に報告・提案する。

②身体拘束廃止委員会の会議録等の作成・保存・確認等

### (4) 身体拘束廃止委員会の業務

①身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束廃止に関する職員への研修及び指導
- ⑤身体拘束廃止委員会の指針、様式等の検討・見直しの実施
- ⑥身体拘束廃止委員会に報告された事例の発生時の状況、原因、結果等を取りまとめ、検討を行い、効果の評価を行います。
- ⑦施設の設備の改善
- ⑧その他身体拘束に関する事項等

(5) 身体拘束廃止委員会は、基本的には3ヶ月に1回開催することとしますが。必要に応じて随時を開催することができます。

#### 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

##### (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3つの要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討した上で、身体拘束を行うを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い、実施に努めます。

##### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明して、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

##### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由および経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討します。記録は2年間保存、行政担当部局の実地指導が行われる際に提示できるものとします。

##### (4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その際には、利用者・家族に報告をします。

#### 5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修の実施
- ②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

## 6、利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、施設ホームページページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

## 附 則

この指針は、令和 4年 4月 1日より施行する。

ただし、平成 17 年 5月 18 日に制定した「特別養護老人保ホーム尚和園「身体拘束廃止委員会設置要綱」、平成 27 年 10 月 1 日に制定した「特別養護老人尚和園「身体拘束廃止委員会」(ユニット) 設置要綱」、及び平成 30 年 4月 1 日に制定した「養護老人ホーム尚和園「身体拘束廃止委員会」設置要綱」は廃止する。